

# 水循環企業登録・認証制度

令和7年9月  
内閣官房水循環政策本部事務局



水循環ACTIVE企業ロゴマーク

- 近年、企業においては、企業の社会的責任（CSR）や持続可能な開発目標（SDGs）の動向に加え、気候変動や水リスクなど、様々な課題への更なる対応が求められている。
- これらの背景を踏まえ、近年、企業による多様な水循環に資する取組が実施されている。



- 平成26年に制定された水循環基本法において、事業者の責務についても規定され、企業においても健全な水循環に資する取組を行うことが求められている。
- 令和6年8月30日に閣議決定された新たな水循環基本計画においても、企業が自発的に実施する社会的な活動は、健全な水循環の維持又は回復においても大きな役割を担っている旨明記。

## ○水循環基本法

(平成26年法律第16号) (抄)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

## ○水循環基本計画

(令和6年8月30日閣議決定) (抄)

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

事業者、国民又はこれらの主体が組織する民間団体等が水循環と自らの関わりを認識し、自発的に行う社会的な活動は、健全な水循環の維持又は回復においても大きな役割を担っている。

(略)

また、企業等の取組の認証等によりその積極的活動を促す方策を講ずるほか、地方公共団体や民間団体等とのマッチングを進め、流域マネジメントの充実を図る。

## ○第4回アジア・太平洋水サミット

熊本県熊本市 (令和4年4月)

持続可能な発展のための水 ~実践と継承~ 「熊本宣言」 (抄)

質の高い社会への変革

(略)

質の高い社会に向けて、水問題に対応するための活動に、官民分野が共に関与し協働することを奨励する。



第4回アジア・太平洋水サミット  
首脳級会合冒頭の様子

(出典：令和4年版水循環白書)

## 目的

水循環に資する企業の取組を積極的に登録・認証し、インセンティブを高めることにより、より一層企業の取組を促進することで、社会全体で水循環に向き合うことを目的に、令和6年7月に創設。

## 対象企業

- ・ 日本国内に本社、本店、支社、営業所等の事業所を有し、国内国外を問わず事業を営む者
- ・ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社 ※ 特例有限会社を含む。
- ・ 水循環に資する取組を行っている（今後行う計画のある）企業
  - ✓ 水源域における森林整備・保全
  - ✓ 事業活動における水量の削減
  - ✓ 災害・湧水への備え・協力
  - ✓ 社外への水循環に係る教育・啓発
  - ✓ 自治体・活動団体・NPO等への寄付・助成
  - etc

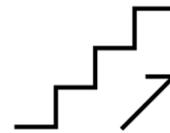
## 登録・認証のイメージ

登録

### 水循環CHALLENGE企業

水循環に資する取組の実績の有無に関わらず、今後3年間の取組計画がある企業

登録企業ロゴマーク ▶



STEP UP !!

### 水循環ACTIVE企業

直近3年以内に、水循環に資する取組実績を有し、対外的に実績を証明できる企業

認証



◀ 認証企業ロゴマーク

## 水循環企業の主なメリット

- ▶ ポータルサイトへの会社名・ロゴマーク・取組内容等の掲載
- ▶ 登録・認証ロゴマークの使用
- ▶ 企業等のマッチングイベントへの参加
- ▶ 水循環に関する有識者講演の聴講
- ▶ 認定証・登録証の交付
- ▶ 取組紹介の場の提供
- ▶ 情報提供

## 登録・認証の基準

- ▶ 要綱等に基づき、適切な申請であるか  
※要綱第3条、第4条、第7条、第10条
- ▶ 取組実績を客観的に証明できているか  
※会社HPにて公表、コーポレートレポートにて公表 etc
- ▶ 社会貢献的な取組であるか  
※単に社業に留まっている取組は対象外

○ 企業による水循環に資する多様な取組を、大きく15のジャンルに分類。  
これらに取り組む企業を「水循環企業」として登録・認証し、更なる取組を後押しします。

水源域における  
森林整備・保全



地下水への還元



法定の排水基準より  
厳格な社内基準  
の設定・遵守



事業活動における  
水量の削減



社外への水循環  
に係る教育・啓発



自社以外が実施  
する水源涵養  
に係る支援



河川等における  
清掃への協力



河川等における  
生物多様性保全  
への支援



渇水への  
備え・協力



災害への  
備え・協力



水循環に関する  
研究開発費の確保



自治体・活動団体  
への寄付・助成



水循環に資する  
活動のための  
資金調達・融資



流域の上流と下流  
の交流を深める  
イベントの  
開催・支援



etc

## ◆ 水源域における森林整備・保全

『水量水質カテゴリー』

A社（飲料類製造・販売等）の取組

全国16都府県25か所、12,000haを超える水源エリアの森において、地域の方々や様々な分野の専門家たちと共に森林と生物多様性を保全する取組を実施

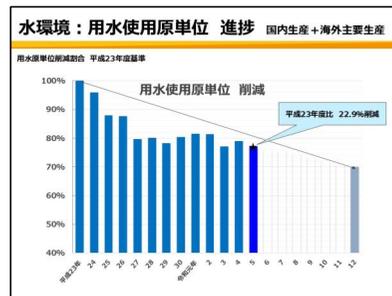


## ◆ 事業活動における水使用量の削減

『水量水質カテゴリー』

D社（食料品の製造・販売等）の取組

既存の工程の見直しや効果的な施策の導入を通じて、効率的な水使用量削減を実施  
令和5年度の用水原単位の削減実績は、平成23年度比で22.9%



## ◆ 水源域における森林整備・保全

『水量水質カテゴリー』

B社（菓子・食品の製造・販売等）の取組

持続可能な水源涵養機能の維持・向上による水循環を目指し、北海道、愛知県、広島県などにおいて、森林保全活動の取組を実施



## ◆ 事業活動における水使用量の削減

『水量水質カテゴリー』

E社（製造業等）の取組

各事業拠点の水使用量を水源別に把握し、取水量の前年度比削減を目標に定め、パトロールによる漏洩箇所の点検と修繕等による水漏れ対策や再生水の利用促進等を実施



## ◆ 地下水への還元

『水量水質カテゴリー』

C社（フィルム製造等）の取組

熊本県にある自社工場が位置している地域にて、平成22年度から、地元農家と協力し水田を利用した地下水涵養の取組を実施



## ◆ 社外への水循環に係る教育・啓発

『人材資金カテゴリー』

F社（建設コンサルタント）の取組

HP内で水・水循環の保全に関する啓蒙・広報を兼ねた一般向けコンテンツとして、水循環等のアニメーション動画を自主作成して、公開する取組を実施



## ◆ 社外への水循環に係る教育・啓発

『人材資金カテゴリー』

G社（上下水道施設の維持管理業等）の取組

平成19年から全国47都道府県で小・中学生や高校生等を対象に、下水道等をテーマに出前講座を実施（累計受講者数：約85,000人）



## ◆ 河川清掃等への協力

『人材資金カテゴリー』

H社（建設コンサルタント等）の取組

ラブリバー仁淀川パートナーシップ会員として、年間3回以上を目標とした仁淀川の清掃活動を実施



## ◆ 自社以外が実施する水源涵養への支援

『人材資金カテゴリー』

I社（自動車生産等）の取組

令和5年3月に愛知県岡崎市と協定を締結し、市有林約50.7haを同市と連携協力し、植林・下草刈り・間伐・搬出・作業道の整備等を実施



## ◆ 自社以外が実施する水源涵養への支援

『人材資金カテゴリー』

J社（土木、建築等）の取組事例

「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」に関する協定を東京都水道局と締結し、水道水源林の一部において間伐等の森林整備活動を実施

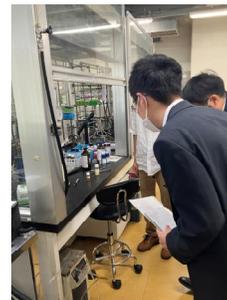


## ◆ 水循環に関する研究開発費の確保

『人材資金カテゴリー』

K社（資機材の製造・販売等）の取組

基金を設立し、水事業や環境・エネルギー事業における研究、技術開発及び製品開発等を行う個人・団体・法人に対して助成・支援



## ◆ 水循環に関する研究開発費の確保

『人材資金カテゴリー』

L社（水処理エンジニアリング事業等）の取組

水環境技術や教育に関わる支援活動に積極的に取り組んでおり、博士後期課程の大学院生を対象に、報奨金制度を設けて支援



## STEP 1 申請要件の確認

誓約書(別紙様式第2号)をご準備いただき、項目全てにチェックできることを確認します。  
チェックできない項目が一つでもある場合は、申請することができません。



## STEP 2 アクションプラン・アクションレポートの作成

### 1. 登録の場合

アクションプラン(別紙様式第3号)を作成いただき、一つ以上の水循環に資する取組の計画(3年間)を掲げることが登録の要件となります。

### 2. 認証の場合

アクションレポート(別紙様式第4号)を作成いただき、一つ以上の水循環に資する取組の実績(直近3年間)を報告いただくことが認証の要件となります。  
併せて、取組の実績が客観的に分かる資料の提出が必要です。



## STEP 3 その他書類の準備

申請書類の早見表(P8)を確認いただき、必要書類をご準備の上、電子メールにて提出ください。



## STEP 4 事務局における審査

事務局での受付後、記載内容の審査・実績の確認等の結果を踏まえ、事務局長が登録・認証の可否を決定します。  
申請企業さまへは登録・認証の可否を個別に通知し、それぞれ登録証・認定証を交付します。

申請に必要な書類			登 録	認 証 (更新)	認 証 (新規)
書類名	内容	提出形式			
水循環企業登録・認証制度申請書	別紙様式第1号	Excel形式	○		○
誓約書	別紙様式第2号	PDF形式	○		○
水循環に資するアクションプラン	別紙様式第3号	Excel形式	○		
水循環に資するアクションレポート	別紙様式第4号	Excel形式		○	○
水循環企業登録・認証制度更新申請書	別紙様式第5号	Excel形式		○	
申請者（企業）情報を示す書類	履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しのうちいずれか1つ ※発行から3カ月以内のものに限ります。	PDF形式	○	変更がある場合	○
企業について紹介する資料	会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）のうちいずれか1つ	PDF形式	○		○
水循環に資する取組実績を証明する資料	取組について客観的に確認可能なもの例）会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）、写真等	PDF形式		○	○
		JPG形式（写真のみ）			
水循環に資する取組状況を示す写真	内閣官房水循環政策本部事務局のHP等に掲載可能な、取組の実施状況がわかる写真	JPG形式		○	○
企業ロゴマーク	内閣官房水循環政策本部事務局のHP等に掲載可能な、企業ロゴマーク	JPG形式		変更する場合	○
水循環企業登録・認証制度変更届	別紙様式第6号 変更事由を証する書類	PDF形式	申請情報に変更があった場合		
水循環企業登録・認証制度辞退届	別紙様式第7号	PDF形式	本制度を辞退したい場合		

## 申請初年度

企業の皆様から申請

直近3年以内の水循環に資する取組実績

×

アクションプラン 提出



水循環CHALLENGE企業

登録

有効期限3年

初心者歓迎



○

アクションレポート 提出



水循環ACTIVE企業

認証

有効期限1年

水量水質  
カテゴリー

人材資金  
カテゴリー

※ 取組内容により事務局にてカテゴリーを設定

取組実施!

## 次年度以降

アクションレポート 提出

毎年度、水循環に資する取組を実施の有無を確認



STEP UP!

CONTINUE!



水循環ACTIVE企業

認証

- 本制度への申請を希望する企業は、水循環企業登録・認証制度実施要綱及び下記をご確認いただき、電子メールにて提出ください。
  - ※ 電子メールによる申請のみ可能です。
  - ※ 容量20MBを超えると受信できませんので、分割送付等の対応をお願いいたします。
  - ※ 分割送付する場合は、最初のメールに、分割してお送りいただくデータの名称を列挙してください。

## 提出先メールアドレス

※令和7年度の申請受付は終了しました

## メール件名

件名は必ず下記のとおりにしてください。

- ・ 登録への申請 → 【水循環CHALLENGE企業】水循環企業登録・認証制度 ●●●●株式会社
- ・ 認証の更新申請 → 【更新】水循環企業登録・認証制度 株式会社▲▲▲▲
- ・ 認証の新規申請 → 【水循環ACTIVE企業】水循環企業登録・認証制度 株式会社■ ■ ■ ■

## 提出書類の添付

提出する書類(ファイル)は、一つのフォルダにまとめた上で、そのフォルダをzip形式に圧縮して送信してください。

ファイルの圧縮について、特殊なソフトによる圧縮には対応していないため、Windowsに標準搭載されている圧縮機能を使用してください。

- 本制度への申請を希望する企業は、以下に記載ある内容を事前にご確認いただき、ご承諾のうえで、申請してください。

## 受信設定の確認

事務局又は申請受付を委託している業者からの連絡は主にメールにて行います。  
申請前に、予め下記アドレスからのメールを受信できますよう、受信設定をお願い致します。

- 内閣官房水循環政策本部事務局

hqt-water.corpactive■ki.mlit.go.jp ※ ■を@に置き換えてください。

- 令和7年度水循環企業登録・認証制度 申請窓口

※令和7年度の申請受付は終了しました。

## 提出資料の使用

水循環ACTIVE企業に認証された場合、内閣官房水循環政策本部事務局のホームページや事務局が作成する資料等に、企業名を掲載したり、申請時に提出いただく企業ロゴマーク・取組内容・取組状況の写真をご使用させていただきます。

# 水循環CHALLENGE企業への申請



水循環CHALLENGE企業ロゴマーク

○ 水循環に資する取組を、新たに挑戦したい、より深めたい、拡大したい企業に『登録』いただき、企業の皆様にとって参考となる情報提供やマッチングを実施します。

## 申請

- ✓ 水循環に資する取組の実績が無い場合でも、水循環に資する取組の趣旨に賛同すれば、登録申請が可能です。
- ✓ 今後3年間の水循環に資するアクションプラン（取組の計画書）をご提出下さい。  
今後3年間とは、令和7年7月～令和10年7月までの間のことを指します。
- ✓ 社会貢献的な取組が認証の対象となります。 ※単に、社業に留まっている取組は制度の対象外となります。

## 登録

『水循環CHALLENGE企業』として登録いたします。

⇒ 登録番号を付した、登録証が発行されます。

⇒ 計画に則した取組を実践できるよう、情報提供を中心としたアフターサポートを実施します。

## 登録の有効期間

登録証の交付の日から3年間

初心者歓迎



申請に必要な書類			登 録	認 証 (更新)	認 証 (新規)
書類名	内容	提出形式			
水循環企業登録・認証制度申請書	別紙様式第1号	Excel形式	○		○
誓約書	別紙様式第2号	PDF形式	○		○
水循環に資するアクションプラン	別紙様式第3号	Excel形式	○		
水循環に資するアクションレポート	別紙様式第4号	Excel形式		○	○
水循環企業登録・認証制度更新申請書	別紙様式第5号	Excel形式		○	
申請者（企業）情報を示す書類	履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しのうちいずれか1つ ※発行から3カ月以内のものに限ります。	PDF形式	○	変更がある場合	○
企業について紹介する資料	会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）のうちいずれか1つ	PDF形式	○		○
水循環に資する取組実績を証明する資料	取組について客観的に確認可能なもの例）会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）、写真等	PDF形式		○	○
		JPG形式（写真のみ）			
水循環に資する取組状況を示す写真	内閣官房水循環政策本部事務局のHP等に掲載可能な、取組の実施状況がわかる写真	JPG形式		○	○
企業ロゴマーク	内閣官房水循環政策本部事務局のHP等に掲載可能な、企業ロゴマーク	JPG形式		変更する場合	○
水循環企業登録・認証制度変更届	別紙様式第6号 変更事由を証する書類	PDF形式	申請情報に変更がある場合		
水循環企業登録・認証制度辞退届	別紙様式第7号	PDF形式	本制度を辞退したい場合		

○ 『水循環CHALLENGE企業』へ申請する場合は、以下の書類等をご提出下さい。

## 必要書類（登録）

- (1) 水循環企業登録・認証制度申請書（別紙様式第1号）
- (2) 誓約書（別紙様式第2号）
- (3) [水循環に資するアクションプラン（別紙様式第3号）](#) 詳細はP16・P17参照
- (4) 申請者（企業）情報を示す書類  
（発行から3カ月以内の、履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しのうちいずれか1つ）
- (5) 企業について紹介する資料  
（会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）のうちいずれか1つ）

## 登録手続・手数料

電子メールによる申請のみ可能です。

手数料は無料です。

ただし、申請に関連して必要となる費用（メールに係る通信料等）は、全て申請者様のご負担となります。

## ✓ 水循環に資するアクションプラン記載例

本様式は、貴社が水循環に資する取組を実施するための取組計画書です。

対象期間内（令和7～10年度まで）に実施しようとする水循環に資する取組を、

①～⑤の分類から着色セルのプルダウンより選択してください。 ※少なくとも1分類選択する必要があります。

整理番号	実施しようとする水循環に資する取組の分類
No.1	① 水源域における森林整備・保全
No.2	⑤ 社外への水循環に係る教育・啓発
No.3	⑨ 湧水への備え・協力
No.4	⑥ 自社以外が実施する水源涵養に係る支援
No.5	

選択いただいた分類の取組計画について、次項以降に詳細を記載してください。



水循環に資するアクションプラン No. 1																																																
取組分類	① 水源域における森林整備・保全																																															
取組・事業名 ※必須 (仮称可)	〇〇県内の自社敷地内における森林整備の取組																																															
事業期間 ※必須	令和	7	年	7	月	～	令和	10	年	7	月																																					
成果指標 ※必須	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果指標</th> <th colspan="2">令和7年度 7月～3月</th> <th colspan="2">令和8年度 4月～3月</th> <th colspan="2">令和9年度 4月～3月</th> <th colspan="2">令和10年度 4月～7月</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>数値</th> <th>単位</th> <th>数値</th> <th>単位</th> <th>数値</th> <th>単位</th> <th>数値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源地域における間伐面積</td> <td>5</td> <td>ha</td> <td>10</td> <td>ha</td> <td>15</td> <td>ha</td> <td>18</td> <td>ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td colspan="2"></td> <td>200</td> <td>%</td> <td>150</td> <td>%</td> <td>120</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※取組に係る成果指標を記入ください。(少なくとも1指標の作成が必要です。)</p>										成果指標	令和7年度 7月～3月		令和8年度 4月～3月		令和9年度 4月～3月		令和10年度 4月～7月		備考	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位	水源地域における間伐面積	5	ha	10	ha	15	ha	18	ha		増減率			200	%	150	%	120	%	
成果指標	令和7年度 7月～3月		令和8年度 4月～3月		令和9年度 4月～3月		令和10年度 4月～7月		備考																																							
	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位																																								
水源地域における間伐面積	5	ha	10	ha	15	ha	18	ha																																								
増減率			200	%	150	%	120	%																																								
取組内容 (自由記載) ※必須	<p>文字数制限:300字 213字</p> <p>〇〇県〇〇市〇×地区において、水利用企業である弊社事業活動に関係し、水源涵養に資する活動として、水源地の森林整備を行う計画。実施に当たっては、〇〇市役所森林整備課、〇△森林組合及び△×株式会社と連携を行う予定。 今後、令和7年度においては5ha、令和8年度においては10ha、令和9年度においては15ha、令和10年度においては18haの間伐を実施し、水源域の涵養に寄与する取組を加速させていく予定である。(記載例)</p>																																															
関連資料 ※任意	<p>ホームページURL</p> <p>取組内容と対応する、公開資料等のファイル名「参考資料_企業名_●●●●.pdf」を記載すること。 ※ PDF形式のみ提出可能</p> <p>画像 (JPG形式)</p> <p>取組内容と対応する、画像 (写真等) のファイル名「画像_企業名_▲▲▲▲.jpg」を記載すること。 ※ JPG形式のみ提出可能</p> <p>参考資料 (PDF形式)</p> <p>取組内容と対応する、公開資料等のファイル名「参考資料_企業名_●●●●.pdf」を記載すること。 ※ PDF形式のみ提出可能</p>																																															

# 水循環ACTIVE企業の更新

## 水循環ACTIVE企業への新規申請



水循環ACTIVE企業ロゴマーク

- 水循環に資する取組を実施している企業を『認証』することで、  
自発的な水循環に資する取組の継続や更なる深化をサポートします。

## 申請

- ✓ 直近3年以内に、水循環に資する取組実績を有していれば、認証申請が可能です。  
水循環に資するアクションレポート（取組の報告書）をご提出下さい。  
直近3年とは、令和4年4月～令和7年7月までを指します。
- ✓ 統合報告書（コーポレートレポート）、ホームページ等による客観的な実績の証明が必要です。
- ✓ 社会貢献的な取組が認証の対象となります。 ※単に、社業に留まっている取組は制度の対象外となります。

## 認証

『水循環ACTIVE企業』として、認証いたします。

- ⇒ 認証番号を付した、認定証が発行されます。
- ⇒ 水循環ACTIVE企業として取組紹介や内閣官房水循環HPへの掲載、認証ロゴマークを活用できます。
- ⇒ 水循環ACTIVE企業における認証後の取組の展開や拡大を促すとともに、更なる企業価値向上にも資するよう、将来的な制度の深化を見据え、事務局において2つのカテゴリーに振り分けます。 ※ 詳細はP25～27参照

- ① 水量水質カテゴリー
- ② 人材資金カテゴリー

## 認証の有効期間

認定証の交付の日から1年間

※毎年、水循環企業登録・認証制度更新申請書の提出により更新が可能です。



申請に必要な書類			登 録	認証 (更新)	認証 (新規)
書類名	内容	提出形式			
水循環企業登録・認証制度申請書	別紙様式第1号	Excel形式	○		○
誓約書	別紙様式第2号	PDF形式	○		○
水循環に資するアクションプラン	別紙様式第3号	Excel形式	○		
水循環に資するアクションレポート	別紙様式第4号	Excel形式		○	○
水循環企業登録・認証制度更新申請書	別紙様式第5号	Excel形式		○	
申請者（企業）情報を示す書類	履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しのうちいずれか1つ ※発行から3カ月以内のものに限ります。	PDF形式	○	変更があった場合	○
企業について紹介する資料	会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）のうちいずれか1つ	PDF形式	○		○
水循環に資する取組実績を証明する資料	取組について客観的に確認可能なもの例）会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）、写真等	PDF形式		○	○
		JPG形式（写真のみ）			
水循環に資する取組状況を示す写真	取組の実施状況がわかる写真で、内閣官房水循環政策本部事務局のHP等にて公開が可能なもの	JPG形式		○	○
企業ロゴマーク	内閣官房水循環政策本部事務局のHP等に掲載可能な、企業ロゴマーク	JPG形式		変更する場合	○
水循環企業登録・認証制度変更届	別紙様式第6号 変更事由を証する書類	PDF形式	申請情報に変更があった場合		
水循環企業登録・認証制度辞退届	別紙様式第7号	PDF形式	本制度を辞退したい場合		

- 既に『水循環ACTIVE企業』に認証されている企業で、『水循環ACTIVE企業』の更新申請する場合には、以下の書類等をご提出下さい。

## 必要書類（認証）

- (1) 水循環企業登録・認証制度更新申請書（別紙様式第5号）
- (2) [水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）](#) 詳細はP23・P24参照
- (3) 水循環に資する取組実績を証明する資料  
会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）、企業ホームページURL、写真等
- (4) 水循環に資する取組状況を示す写真  
水循環に資する取組を実施している様子の写真などで、事務局HPや事務局が作成する資料等にて公開可能なもの
- (5) 企業ロゴマーク ※ 事務局が掲載している企業ロゴマークから変更する場合など

※申請者（企業）情報を示す書類（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）の記載情報に変更がある場合は、履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しを提出して下さい。

## 認証手続・手数料

電子メールによる申請のみ可能です。

手数料は無料です。

ただし、申請に関連して必要となる費用（メールに係る通信料等）は、全て申請者様のご負担となります。

○ 新たに『水循環ACTIVE企業』へ申請する場合には、以下の書類等をご提出下さい。

## 必要書類（認証）

- (1) 水循環企業登録・認証制度申請書（別紙様式第1号）
- (2) 誓約書（別紙様式第2号）
- (3) [水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）](#) 詳細はP23・P24参照
- (4) 申請者（企業）の情報を示す資料  
発行から3ヶ月以内の、履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書の写しのうちいずれか1つ
- (5) 企業について紹介する資料  
会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）のうちいずれか1つ
- (6) 水循環に資する取組実績を証明する資料  
会社案内、パンフレット、統合報告書（コーポレートレポート）、企業ホームページURL、写真等
- (7) 水循環に資する取組状況を示す写真  
水循環に資する取組を実施している状況の写真などで、事務局HPや事務局が作成する資料等にて公開可能なもの
- (8) 企業ロゴマーク※任意  
事務局HPや事務局が作成する資料に掲載いたします

## 認証手続・手数料

電子メールによる申請のみ可能です。

手数料は無料です。

ただし、申請に関連して必要となる費用（メールに係る通信料等）は、全て申請者様のご負担となります。

## ✓ 水循環に資するアクションレポート記載例

本様式は、貴社が水循環に資する取組を実施したことを記す取組報告書です。

対象期間内（令和4年度～申請日まで）に実施した水循環に資する取組を、

①～⑮の分類から着色セルのプルダウンより選択してください。 ※少なくとも1分類選択する必要があります。

整理番号	実施している水循環に資する取組の分類	認証カテゴリー
No.1	① 水源域における森林整備・保全	水質水量カテゴリー
No.2	⑥ 自社以外が実施する水源涵養に係る支援	人材資金カテゴリー
No.3	⑩ 災害への備え・協力	
No.4	⑧ 河川等における生物多様性保全への支援	
No.5		

※ 本様式において、水循環に資する取組を5つまで記載することが可能です。

なお、No.1及びNo.2において選択いただいた取組のみ『認証』の対象となります。

貴社において複数の取組を実施されている場合には、認証を希望する取組を2つまで選択し、取組No.1及びNo.2（青枠内）へ記載ください。

※ No.3～5については、認証の対象とはなりません。実施している取組として記載いただくことが可能です。

※ 認証カテゴリーについては、選択した分類に応じ自動で反映されます。

選択いただいた分類の取組内容について、次項以降に詳細を記載してください。



## 水循環に資するアクションレポート No. 1

取組分類	① 水源域における森林整備・保全	水質水量カテゴリー
取組・事業名 <b>※必須</b>	〇〇県内の自社敷地内における水源涵養の取組	
事業期間 <b>※必須</b>	令和 4 年 4 月 ~ 令和 7 年 7 月	
関係団体 (企業) <b>※任意</b>	△×株式会社	
関係団体 (地方公共団体・NPO) <b>※任意</b>	〇〇市役所森林整備課、〇△森林組合	

### 成果指標 **※必須**

成果指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		備考
	4月~3月		4月~3月		4月~3月		4月~7月		
	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位	
水源地域における間伐面積	5	ha	10	ha	20	ha	30	ha	
増減率			200	%	200	%	150	%	

※ 取組に係る成果指標を記入ください。少なくとも1指標の作成が必要です。

※ 実績が無い場合は、数値に『0』、単位に『-』を記載してください。

### 取組内容 (自由記載) **※必須**

文字数制限:300字

239

〇〇県〇〇市〇×地区において、水利用企業である弊社事業活動に関係し、水源涵養に資する活動として、水源地の森林整備を実施。実施に当たっては、〇〇市役所森林整備課、〇△森林組合及び△×株式会社と連携した。実績としては、令和4年度においては5ha、令和5年度においては10ha、令和6年度においては15ha、令和7年度においては18haの間伐を実施したところであり、着実に水源域に寄与する取組を行っている。今後も、水源域の涵養に寄与する取組を加速させていく予定である。(記載例)

### 取組実績を証明する書類 **※必須**

ホームページURL

※ 水循環に資する取組実績を証明するホームページURLを記載ください。

画像 (JPG形式)

※ 水循環に資する取組実績を証明する画像 (写真等) のファイル名 (記載例: 画像\_企業名\_●●.JPG) を記載ください。

参考資料 (PDF形式)

※ 水循環に資する取組に係る参考資料のファイル名 (記載例: 参考資料\_企業名\_●●.PDF) を記載ください。

- 企業の取組のうち、特に、水量や水質へ直接的に水循環に貢献する取組を、『水量水質カテゴリー』として認証します。
- 申請にあたり、量・割合・比率など計画・実績を定量的に算出いただきます。

## ① 水源域における 森林整備・保全

- ・ 企業が森林の整備・保全を実施

## ② 地下水への還元

- ・ 企業が田や畑の湛水を実施
- ・ 企業の敷地内に雨水貯留浸透施設を設置

## ③ 法定の排水基準より 厳格な社内基準の設置・遵守

- ・ 法定基準より厳しい社内排水基準を設定し、工場への排水処理装置の設置等により、社内基準を遵守

## ④ 事業活動における 水量の削減

- ・ 企業の敷地内に雨水を貯留し、工場の機械などの冷却水に利用
- ・ 製品の製造過程で発生した廃水を処理し、再生水として製造で利用
- ・ 製品の製造過程において、水をカスケード利用

※ あくまで一例であり、取組はこれらに限られません。

※ (別紙参考) アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例をご確認ください。

- 企業の取組のうち、特に、人材、資金及び機材等を介して水循環に貢献する取組（水量水質カテゴリー以外の取組）を、『人材資金カテゴリー』として認証します。
- 申請にあたり、回数・人数・金額など計画・実績を定量的に算出いただきます。

## ⑤ 社外への水循環に係る教育・啓発

- ・ 自社が主催する、地域住民に対して水の保全や流域保護に関する講演を実施
- ・ 小学校等の教育機関において水の大切さを教える内容の出前講座を実施

## ⑥ 自社以外が実施する水源涵養への支援

- ・ 自治体等が実施する森林整備活動に、ボランティアとして参加
- ・ 自治体のネーミングライツを設定した水源域の森林の保全育成等への取組に参加

## ⑦ 河川等における清掃への協力

- ・ 自治体や民間団体が実施する河川清掃活動に、ボランティアとして参加
- ・ ボランティアとして水源地の清掃活動に参加・寄付

## ⑧ 河川等における生物多様性保全への支援

- ・ 自治体や民間団体が実施している湿地帯の保全活動に参加・寄付

## ⑨ 渇水への備え・協力

- ・ 渇水時に渇水時に活用できる機材（雨水・地下水ろ過装置）等を所有
- ・ 自治体や自治会等と協定を締結し、渇水時に水を地域住民に供給するための協力体制の構築

## ⑩ 災害への備え・協力

- ・ 災害時に地域住民に生活用水等を提供するための機材（給水車、浄水装置、移動トイレ等）を保有
- ・ 災害時に企業所有井戸の井戸水を地域住民が生活用水として活用できるよう、支店などを開放する体制（災害対応マニュアル等）の構築
- ・ 自治体等と協定を締結し、災害時に水を供給するための協力体制の構築

## ⑪ 水循環に関する研究開発費の確保

- ・ 自社で、節水技術開発のための研究をしており、その資金を確保
- ・ 自社で、下水や廃水を再生水として利用するための処理技術の研究をしており、そのための社債を発行

## ⑫ 自治体・活動団体への寄付・助成

- ・ 自治体が発行する水循環ブルーボンドに投資
- ・ 自治体・民間団体・NPO等が実施する「水循環に資する取組」に寄付

## ⑬ 水循環に資する活動のための資金調達・融資

- ・ 企業が発行する水循環に関連するブルーボンドに投資
- ・ 企業が水循環に関連するブルーボンドを発行

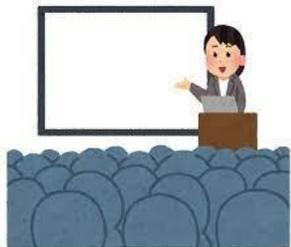
## ⑭ 流域の上流と下流の交流を深めるイベントの開催・支援

- ・ 流域の住民を対象とした流域の交流イベントを主催
- ・ 自治体・民間団体・NPO等が主催する、流域の住民を対象とした流域の交流イベントへの支援（後援・協賛・協力）

※ あくまで一例であり、取組はこれらに限られません。

※ （別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例をご確認ください。

# アフターサポート

<p>①</p>  <p>登録証・認定証が発行される</p>	<p>②</p>  <p>水循環の有識者による講演を聴講できる</p>	<p>③</p>  <p>他企業の取組事例を聴講できる</p>	<p>④</p>  <p>業種を超えた名刺交換会や自治体・他企業とのマッチングの場に参加できる</p>
<p>⑤</p>  <p>水循環ACTIVE企業ロゴマーク</p> <p>登録・認証ロゴマーク「水循環企業ロゴマーク」を使用できる</p>	<p>⑥</p>  <p>水循環政策本部事務局のホームページに企業名、企業ロゴマーク及び事業内容が掲載される</p>	<p>⑦</p>  <p>企業の取組事例を紹介できる</p>	<p>⑧</p>  <p>優れた取組を行っている企業が表彰される</p> <p>※ 今後実施予定</p>

No.	内 容	登録	認証
①	登録証又は認定証が発行される	○	○
②	水循環の有識者による講演を聴講できる★	○	○
③	他企業の取組事例を聴講できる（他企業の取組を把握できる）★	○	○
④	業種を超えた名刺交換会や自治体・他企業とのマッチングの場に 参加できる★	○	○
⑤	水循環企業ロゴマークを使用できる	○	○
⑥	内閣官房水循環政策本部事務局のホームページに企業名、企業ロゴマーク及び事 業内容が掲載される	—	○
⑦	企業の取組事例を紹介できる★	—	○
⑧	優れた取組を行っている企業が表彰される	—	○

※今後実施予定

- 水循環企業として登録・認証を受けた企業へのアフターサポートとして、有識者講演、水循環ACTIVE企業の優良な取組事例の聴講等を通じて、水循環企業の取組の深化や更なる取組を促すことを目的に、内閣官房水循環政策本部事務局・国土交通省共催で初開催。
- 今年度は、企業間のマッチングの場に加え、水循環に関連する自治体にも参加を促し、自治体・企業間のマッチングも促進。
- 会場に約70団体・社の約200名、WEB配信に約100団体・社の約130名の計約330名が参加。

## ➤ オープニング

○ 開会挨拶 水循環政策担当大臣 中野 洋昌

○ 「水循環企業登録・認証制度について」

内閣官房 水循環政策本務事務局 参事官 二俣 芳美



## ➤ 第2部：水循環ACTIVE企業や自治体によるパネルセッション

○ 民間企業12社、地方自治体4団体による発表

・発表企業

花王株式会社・キッコーマン株式会社・国際航業株式会社・大成建設株式会社・株式会社地圏環境テクノロジー・鉄建建設株式会社・東亜グラウト工業株式会社・株式会社みずほフィナンシャルグループ・三菱自動車工業株式会社・メタウォーター株式会社・八千代エンジニアリング株式会社・株式会社UACJ

## ➤ 第1部：講演・取組紹介

○ 基調講演「水みんフラと流域総合水管理」

東京大学 総長特別参与 大学院工学系研究科教授 沖 大幹 氏

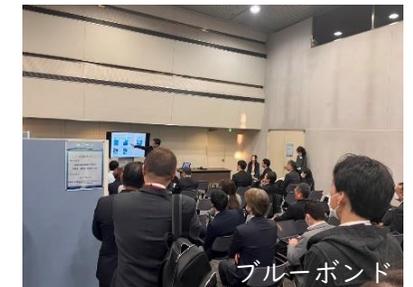
○ 企業と自治体が連携した取組事例の紹介

岡崎市 植山 論 氏

三菱自動車工業株式会社 座喜味 大河 氏

○ 上記登壇者によるクロストーク

モデレーター：筑波大学生命環境系教授 大学執行役員 辻村 真貴 氏



- 水循環企業は、「水循環企業ロゴマーク（水循環ACTIVE企業ロゴマーク及び水循環CHALLENGE企業ロゴマーク）」を企業の広報（HPや名刺等）に活用可能です。
- 本ロゴマークは、水循環企業として登録・認証されている間のみ使用できます。
- 詳細は、水循環企業ロゴマーク使用規程及びガイドラインをご確認ください。

内閣官房水循環本部事務局HP [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu\\_junkan/certification/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/certification/index.html)

## 水循環企業ロゴマークの基本デザイン



▲ 水循環ACTIVE企業ロゴマーク



▲ 水循環CHALLENGE企業ロゴマーク

水循環企業ロゴマークは、「健全な水循環」に関するロゴマークを基本に作成しています。

「健全な水循環」に関するロゴマークは、「水の日」記念行事の「水を考えるつどい」（平成27年8月1日開催）において、応募総数1,457作品の中から決定されました。

「水の恩恵、水への親近感、水の大切さなどをイメージさせる」「健全な水循環を象徴する」「国民に親しまれる」といったキーワードを軸に、永遠の循環を表す無限( $\infty$ )のマークと、雫のフォルム、そして水に対する親しみと身近さを表す笑顔を表現しています。

※ 本ロゴマークは、水循環企業を対象としたアフターサポートNo.⑤の取組です。

項目 \ 時期	令和7年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	7月	8月
登録・認証制度 概要説明会	■								
登録・認証制度 令和7年申請期間	■								
審査期間	■								
登録証・認定証 送付				■					
水循環ACTIVE 企業の取組 HP公開					■				
水循環企業 連携フェア 参加企業募集					■				
水循環企業 連携フェア開催							■		
水循環ACTIVE 企業 更新申請期間								■	
登録・認証制度 令和8年申請期間								■	

## 【担当部署】

内閣官房水循環政策本部事務局

(国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課内)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎3号館2階

TEL : 03-5253-8392(直通) ※ 受付時間: 平日10時から18時まで

E-mail : hqt-water.corpactive■ki.mlit.go.jp ※ ■を@に置き換えてください。

内閣官房水循環政策本部事務局 ホームページ:

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu\\_junkan/certification/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/certification/index.html)



▲ 水循環企業登録・認証制度  
HPはこちら!